

基本業務分野

事業に関する課題

財務に関する課題

組織能力に関する課題

基本業務分野は以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する3つの課題群からなります。

事業に関する課題

事業課題1

民間金融機関の補完・奨励の徹底、及び民間資金との役割分担の明確化

事業課題2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

事業課題3

国際機関・海外公的機関との積極的連携

事業課題4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

事業課題5

中堅・中小企業の海外事業運営支援

財務に関する課題

財務課題1

適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

財務課題2

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

組織能力に関する課題

組織能力課題1

オペレーションの機動的・効率的な実施

組織能力課題2

我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映

組織能力課題3

情報公開・広報活動の推進

組織能力課題4

対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化

事業課題 1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14年度) | 2003 (15年度) | 2004 (16年度) | 2005 (17年度) | | 2006 (18年度) |
|----------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|
| | | | | | 計画 | 実績 | 計画 |
| 民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用 | (指標1) モニタリング指標 民間金融機関との協調出融資保証対象プロジェクトの、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率 (注) | (48%) | 新規 (48%) | (49%) | | 58% (50%) | |
| | (指標2) モニタリング指標 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率 | 23.9% | 18.2% | 19.3% | | 20.4% | |
| 民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入 | | | | | | | |
| 民間金融機関の環境審査への協力 | (指標3) モニタリング指標 民間金融機関に対する海外における環境審査関連情報の提供件数 | | 新規 | | | 6 | |
| 開発事業における民間資金との役割分担の明確化 | | | | | | | |
| 評価結果 | | | | | | | |

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 各プロジェクトにおける融資比率を単純平均。「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用

- 協調融資に関する(指標1)の実績は、ほぼ例年並の水準となりました(注)が、個々の支援対象事業の性格を踏まえつつ、本行が公的ステータスを活かして開発途上国のカントリーリスクテイクやリスク発現の抑止機能等を発揮することで、民間金融機関との協調融資を円滑に行い、開発途上国等への民間資金流入促進に努めました。例えば、中東を中心に案件規模が大型化するプロジェクトファイナンス市場において、オマーンの肥料プラント建設事業では、製品価格の変動リスクを適正にコントロールする形で融資を組成し、民間との協調融資を実施したほか、サウジアラビアの石油精製・石化事業(110頁、事例紹介参照)では、本行参画による交渉力とリスク発現抑止期待とが相まって、民間資金の呼び水効果を発揮するなど、民間金融機関が受容できるリスクの範囲を見極め、市場の要請に応じた案件支援を行いました。

(注)2005年度以降、指標の定義を見直して保証を計上対象に加えていますが、過去の定義で2005年度実績値を算出すると50%となり、2002~04年度平均値の約48%とほぼ同水準となります(上表の()内は、過去の定義に基づく実績値です)。

- ・ 上記のほか、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関の融資部分を本行融資部分より短い返済期間とする優先償還スキームを組み込むことで、協調融資の組成を円滑化しました。
- ・ 保証機能の活用に関する(指標2)の実績は、過去3年間の平均的水準であり、2003年度からは着実に増加しています。下記事例のような保証機能の積極活用により、2002年度末から3年間の残高の変化をみると、民間金融機関等に対する保証残高は約7割増加しており、他方で貸付残高を約2割縮減したことから、保証残高の貸付残高に対する比率は6.5%から13.3%へと倍増しました。
 - ブラジルのFPSO(注1)事業、インドネシアでの日本企業による既設IPP(注2)事業権益取得案件への民間金融機関との協調融資等において、民間金融機関の融資部分に対し、ポリティカルリスク保証を供与しました。
 - (注1) FPSO: Floating Production Storage and Offloading Unit の略。浮体式の原油の一次処理(井戸元より生産された原油から、随伴ガス、水を分離すること)・貯蔵・積出設備。
 - (注2) IPP: Independent Power Producer の略。自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者。
 - インド、カザフスタン、メキシコ、ブラジルの地場金融機関や中米経済統合銀行向けツーステップ・ローン(融資)等において、民間金融機関の融資部分に保証を供与しました。
 - 日本企業による、海外からの航空機23機の輸入に必要な民間金融機関からの長期資金借入に対し、保証を供与しました。

民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入

- ・ 国内の不良債権処理が一巡し海外業務への積極展開に転じつつある我が国民間金融機関の状況を踏まえ、民業補完の徹底の観点から、以下のような運用上の工夫や新たなアプローチの導入に努めました。
 - 民間金融機関との意見交換や各種協議会を国内外で随時行うことで、海外業務に関する民間金融機関のニーズ把握に努めると共に、協調融資における本行融資割合を引下げる運用改訂など業務への反映に努めました。
 - 日本企業が新たなビジネス機会として海外の既設IPP事業権益取得に注目する中、本行は、メザニンファイナンスという新たなアプローチにより、2004年度のフィリピンのCBK発電事業(本行第1号案件)に続き、インドネシアのバイトン石炭火力発電事業の権益取得資金について、プロジェクトファイナンスによる支援を実現しました。金融機関が従来取り組んできた通常の融資をシニアファイナンスと呼ぶのに対して、メザニンファイナンスは元利金の返済順位が低く、より高いリスクを取った融資です。これを二国間公的機関として既設IPP事業の権益取得に活用した例は従来なかったため、新しい資金調達手段を提供する取り組みとして国際的な業界誌(「ユーロマネー」や「プロジェクトファイナンス・マガジン」)等で高い評価を得ています。また、こうした日本企業の多様な資金ニーズに柔軟に対応していくにあたり、民間金融機関の融資部分には、買電契約におけるオフテークリスクも含む一層踏み込んだ形でのポリティカルリスク保証を供与することで、民間金融機関の補完に努めました。
 - アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に沿った新たなアプローチとして、タイの邦銀バンコク支店へのタイ・パーツ建ツーステップ・ローン供与(55頁、事例紹介参照)、インドネシアの現地日系企業が発行するルピア建社債への保証供与等により、民間金融機関の海外業務を補完しつつ、為替リスクのない現地通貨建での中長期資金の調達というアジア進出日系企業のニーズに応えました。

民間金融機関の環境審査への協力

- ・ (指標3)について、民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」(2006年3月末時点で18機関と締結済)に基づき、タイやペルー等向け融資の検討過程で、民間金融機関の要請を受けて環境審査所見や環境チェックレポートなど、計6件の環境審査関連情報を提供し、民間金融機関による環境配慮への取り組みを支援しました。
- ・ また、金融機関による環境・社会配慮や持続的発展への取り組み推進を目的とする、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注3)において、本行は、アジア太平洋タスクフォース・アウトリーチグループの議長として、メンバー間の連携拡充や新メンバー参加を促したほか、2005年10月のUNEP FI グローバル・ラウンドテーブルでは、金融機関の社会的責任の観点から、本行の環境社会配慮の取り組みを具体的に紹介するなど、国際的な枠組みを通じて、民間金融機関の環境社会配慮に資する情報発信に努めました。

(注3) UNEP FI: 金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。開発途上国も含め約160の金融機関がメンバーとなっています。

開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・ 本行が世界銀行、アジア開発銀行と共同で実施した「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」調査に基づき、国際機関とのシンポジウム共催、途上国政府との政策対話などを通じ積極的に官民パートナーシップのあり方に係る調査結果のフィードバックや政策提言を行いました。その結果、途上国政府に財政的制約がある中でのインフラ開発への民間資金導入に向けた課題や、ドナーの役割の重要性が議論されるなど、同調査が途上国政府とドナーコミュニティとの政策対話において活用され、途上国の開発戦略立案に貢献をしています。
- ・ 2002年9月の「日米水協力イニシアティブ」発表以後、本行は米国国際開発庁(USAID)との間で、水分野への民間資金導入も含めた連携策を協議してきたところ、2006年3月、フィリピンでの上下水道整備に関するパイロット連携事業が実現しました。これは、本行円借款資金と民間資金に対するUSAID保証スキームとを組み合わせた新たな枠組みによる第1号案件であり、従来は民間金融機関に収益性の低い分野とみなされ民間投資が進んでいなかった上下水道分野において、官民パートナーシップによる資金支援を行うものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資するような取り組みを行いました。
 - コロンビア政府が発行する公債に対する保証供与は、本行の信用補完によりコロンビア政府の資金調達を支援したのみならず、我が国の民間金融機関がアレンジャーとなり、債券購入者の多くも我が国の民間金融機関であったなど、日本の民間金融機関等のビジネス機会創出にも貢献しました。この取り組みは、2001年末のアルゼンチン経済・金融危機以降、中南米諸国によるサムライ債発行としては初めてであったことから、マーケット関係者からも反響があるなど、私募円建外債(サムライ債)(注4)市場活性化にも一定の寄与をしたものと考えられます。

(注4) サムライ債: 海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

- 原油高等によるオイルマネーの急増等を背景に近年急速に拡大するイスラム金融に対する民間金融機関の関心が高まっており、また、本行においても、バーレーン(2004年度)やサウジアラビア(2005年度)向けでイスラム金融との協調案件に取り組む上で、イスラム法に関する知見の重要性

が増したことから、シャリア(注5)法学者との連携等を目的とするイスラム・タスクフォースを行内に立ち上げました。なお、2006年5月には、本行はシャリア法学者4名からなるシャリア・アドバイザー・グループを設置しイスラム金融への取り組みを強化しましたが、民間金融機関からの知見共有の要請を受け、個別に覚書を締結した金融機関への本行からの情報提供を可能としました。

(注5) シャリア：「正しく敷かれた道」の意味で、イスラム法を集大成した非成文法。

- 公的金融機関としての強みを活かしつつ民間金融機能を補完すべく、リスク補完策の一つとして、ポリティカルリスク・デファール(注6)を積極的に適用しました。

(注6) ポリティカルリスク・デファール：借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対する期限の利益の喪失を求めず、保証人に対する保証履行の請求を猶予する措置。

- 事業計画策定段階からの支援が重要となる中堅・中小企業の海外進出等への適切な対応のため、我が国民間金融機関との早い段階からの連携に努め、その一環として、国際業務補完のニーズが一層高い地域金融機関との協力関係を強化すべく、セミナーへの講師派遣や海外投資環境に関する情報提供等を積極的に行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化は、本行業務の前提であり、民間金融機能の状況に応じて不断の改善が求められる課題です。不良債権処理が一巡した我が国民間金融機関が海外業務を積極化する方向に転じつつありますが、こうした状況も踏まえ、引き続き、民間では対応困難な分野を的確に見極めるよう留意しながら、カントリーリスクテイクや保証の活用のみならず、ABMI等に基づく現地通貨建ファイナンスや新しい金融手法等の活用、あるいは国際機関等との連携や開発途上国における事業支援を通じて蓄積した各種情報・ノウハウ提供など、民間金融機関にとって望ましい補完関係の構築に努める必要があります。

事業課題 2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14年度) | 2003 (15年度) | 2004 (16年度) | 2005 (17年度) | | 2006 (18年度) |
|----------------------------------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----|----------------|
| | | | | | 計画 | 実績 | 計画 |
| 日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化 | | | | | | | |
| 評価結果 | | | | | | | |

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 △: 良好な取り組みがなされたと評価します。 □: 今後の取り組みに留意が必要です。
 - : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化

・ 国際社会及び我が国として政策的対応を要する諸課題に対し、本行は、政策金融機関として有する多様な金融手段を以下のとおり、有機的に活用して、日本企業や開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援を行い、政府の施策や事業環境の変化に合わせた機動的かつ効果的な政策実現に努めました(2004年度以前の承諾案件は、カッコ内に年度を表示しています)。

- アジア通貨危機の教訓を踏まえたタイにおける金融・資本市場の構造改善など、国際金融秩序安定化に向けた支援:
 - ◇ タイでは、現地日系企業が発行するパーツ建社債への保証(2004年度)と、邦銀バンコク支店向けパーツ建ツーステップ・ローン等、多様な金融メニューを用いて、現地日系企業の現地通貨建資金調達ニーズに応えるとともに、タイの資本市場の発展に貢献するアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に沿った総合的支援を実施しました。
- ミレニアム開発目標達成のための我が国政府のアフリカ支援策への貢献:
 - ◇ アフリカ開発銀行との協調融資促進スキームを活用したセネガル向け円借款や、日本企業によるタンザニアでのマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業向け投資金融、更には東アフリカ3カ国(ケニア、タンザニア、ウガンダ)向け投資環境改善のための政策提言(Blue Book)により、我が国政府のアフリカ支援策に沿った、インフラ整備や貿易・投資の促進を通じた民間部門育成のための総合的支援を進めました。
- ASEAN後発加盟国である、ベトナム、カンボジアの投資環境改善を通じた経済発展、および我が国企業の事業展開の基盤整備に向けた支援:
 - ◇ ベトナムでは、投資環境改善に係る各種制度改革を今後のアクションに含む、世界銀行との協調融資による第4次貧困削減支援借款、橋梁や火力発電所建設事業への円借款、現地裾野産業育成に資する日本企業による二輪車用部品の製造・販売事業等への投資金融により、日越共同イニシアティブを踏まえた総合的支援を実施しました。

- ◇ カンボジアでは、同国唯一の国際港、シハヌークヴィル港のリハビリ・拡張事業(2004 年度)、同港に連なる経済活動の中心地域における通信基幹ネットワーク整備事業(2004 年度)、外資誘致のための同港に隣接する経済特別区開発事業(E/S)への円借款により、港を基点とした同国投資環境改善のためのインフラ整備を総合的に支援しました。また、同国の投資環境の制度改善のための政策提言(Blue Book、2004 年度)の手交や、同提言を踏まえた日本企業と本行の共催によるミッション派遣など、ソフト面からの支援も併せて実施しました。
- エネルギー・資源保有国であるカザフスタン、ブラジルにおける資源関連事業への支援：
 - ◇ カザフスタン、アゼルバイジャンを含むカスピ海地域は、アゼリ・チラグ・グナシリ(ACG)油田(2001、2003、2004 年度に投資金融を供与)等の大規模な油田開発や、産出原油をトルコの地中海沿岸まで輸送する BTC パイプライン(注)(2003 年度に輸出金融および投資金融を供与)建設が進むなど、中東以外の新たなエネルギー源として世界の石油業界に注目されています。こうした中、カザフスタンでは、日本企業等が開発に参加し、産出原油の上記パイプラインによる輸送も検討されている、カシャガン油田開発への投資金融や、原油積出港の港湾拡張を対象とするカザフスタン開発銀行向け事業開発等金融により、同国の油田開発や資源輸出ルート確保を合わせた、日本への資源供給安定化のための総合的支援を実施しました。

(注) BTC パイプライン：バクー(アゼルバイジャン)、トビリシ(グルジア)、ジェイハン(トルコ)を繋ぐ国際パイプライン。2006 年 7 月完成。
 - ◇ ブラジルでは、現地鉄鉱石供給会社による鉄鉱石増産に必要な輸送インフラ整備への投資金融、アルミ地金の対日供給確保のための輸入金融、日伯合弁の製鉄事業での安定的な鉄鋼生産に必要な自家発電設備増設への投資金融により、主要鉱物資源の我が国への安定確保に資する諸事業を総合的に支援しました。
- 経済成長が加速するトルコ、ロシアにおける、我が国の資本・技術集約型輸出産業の国際競争力確保への支援：
 - ◇ トルコでは、建設・工作機械等の日本企業からの輸入にトルコの複数企業が利用できる、民間商業銀行 2 行向け輸出クレジットライン、日本企業から継続的に産業機械を購入するトルコの輸入販売事業者向け融資枠設定や、韓国輸出入銀行と協調した融資意図表明による日韓コンソーシアムの通勤車両輸出受注支援など、建設関連中心に資本財需要が拡大し欧米勢等との輸出競争が熾烈化する中、我が国からの輸出競争力確保を総合的に支援しました。
 - ◇ ロシアでは、光伝送装置等輸出案件、無線通信機器輸出案件でのロシア側輸入企業への輸出金融、石油化学製品製造プラント輸出案件への地場金融機関経由の輸出金融、地場金融機関向け輸出クレジットライン(2001、2003、2004 年度)の利便性向上や積極活用により、二次産業を中心に新規設備投資需要が急増する同国における、我が国からの輸出競争力確保を総合的に支援しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 国際社会及び我が国として政策対応を要する諸課題に対し、本行が有する多様な金融手段を有機的に組み合わせ一層大きな政策的効果をもたらすことが出来るよう、引き続き工夫していく必要があります。

事業課題 3

国際機関・海外公的機関との積極的連携

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14年度) | 2003 (15年度) | 2004 (16年度) | 2005 (17年度) | | 2006 (18年度) |
|--|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----|----------------|
| | | | | | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進 | (指標1) 国際機関・海外公的機関との間で、開発政策・日本企業の事業環境整備について意見交換を行った対象国数 | 新規 | | | 51 | 51 | 56 |
| | (指標2) モニタリング指標 国際機関・海外公的機関との協調融資・保証承諾案件数 | 7 | 17 | 12 | | 11 | |
| 評価結果 | | | | | | | |

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 △: 良好な取り組みがなされたと評価します。 □: 今後の取り組みに留意が必要です。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進

- ・ 開発途上国に対する支援が効率的・効果的に実施され、日本企業が円滑に事業展開できる環境整備のために、国際機関や他国援助機関等との有機的な連携を深めました。(指標1)については、計画を達成し、例年実施している世界銀行やアジア開発銀行等の地域開発銀行との定期協議以外にも、以下のような取り組みを行いました。
 - パキスタンの地震災害に対しては、国連機関、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)を中心に行われたニーズアセスメント調査へ本行からも参加しました。早期の段階で被災地域の支援ニーズを把握し、政府や援助機関等との綿密な意見交換を行い、地震災害発生から約3ヵ月という、極めて短い期間で緊急災害復興支援を行いました。
 - 本行は2004年の覚書締結により米国国際開発庁(USAID)と「日米水協力イニシアティブ」を推進してきましたが、メキシコで開かれた第4回世界水フォーラムでは、同イニシアティブの下で具体的成果として実現に至ったフィリピン、インド等の事業における連携について紹介しました。会場では、上下水道事業における本行の円借款資金と民間資金に対するUSAIDの保証を組み合わせた新しいスキームについて、多くの関心呼びました。
 - ユネスコ世界遺産センターとの間で、円借款による遺跡保護の支援、円借款事業における遺跡への負の影響の回避や、世界遺産保護へ向けた協力全般に関する協議会を開催しました(2004年7月の業務協力協定締結以降、第3回目)。トルコ、モロッコ、スリランカなど意見交換を行った複数事例のうち、エジプトの大エジプト博物館建設事業については、本行円借款供与に至り(2006年4月)、今後の博物館運営へのユネスコからの協力も期待されるなど、効果的な遺産保護に資する連携事例を積み重ねています。

- 世銀、ADB やアジア諸国が参加したワークショップにおいて、本行のインフラ調査結果の報告を基に、政府のインフラ整備計画・調整能力の強化、貧困削減と成長のバランス、民活の効果的な活用等のテーマで、また、世銀・ユニセフ等の国際機関や二国間援助機関等が参加した世銀の「児童・若年層への投資」パートナー会合において、タイ、ベトナム、マレーシア等で本行が支援した人材育成事業の経験を紹介する等、知見の共有と連携の強化を図りました。
- マリ、モザンビーク等のアフリカ諸国を始め、開発途上国のマクロ経済見通しや債務持続性評価について世銀や IMF との意見交換を行いました。特に、国際的な枠組の下で債務救済支援が行われているこれらの国々に対しては、国際機関が有する知見を活用し、適切な支援方法を検討することが有用です。
- ルーマニアにおける電力セクターの排出権取引事業に関しては、先行調査を行った世銀の知見を活用するとともに、日本企業の関心案件を含む同セクターの事業環境整備について協調してゆくことを確認しました。

国際機関・海外公的機関との協調融資・保証承諾案件数の(指標 2)については、過去 3 年間の平均(12 件)と比べて若干減少しましたが、具体的には以下のような実績がありました。地域開発銀行との連携では、アフリカ開発銀行(AfDB)との連携が強化されました。AfDBはアフリカ地域開発の中心的役割を担っており、2004 年度に本行と業務協力協定を締結していますが、2005 年度には協調融資の実現という具体的な成果につながっています。アフリカ向け支援のODA倍増等が政府方針として打ち出される中、AfDBとの開発パートナーシップ強化は債務削減国を含むアフリカ諸国と新たな協力関係を構築していく重要な手段であり、本行が従来から行っているアフリカ諸国への開発支援及び日本企業のアフリカ諸国向け貿易・投資の促進をさらに強化するものです。

- 世界銀行及び ADB との協調融資によるインドネシア政府の経済・財政改革への支援
- 世界銀行、ADB 及び欧州各国等との協調融資によるベトナム政府の政策・制度改革への支援
- 地球環境ファシリティー(GEF)との協調融資によるエジプトの再生可能エネルギー事業への支援(29 頁、事例紹介参照)
- ドイツ復興金融公庫(KfW)及び ADB との協調融資によるスリランカを送電線修復事業への支援(29 頁、事例紹介参照)
- KfW との協調融資によるペルーのセロベルデ銅鉱山開発事業への支援
- 米国輸出入銀行との協調融資によるカタールの液化天然ガス事業への支援(89 頁、事例紹介参照)
- AfDB 等との協調融資によるセネガルの運輸セクター事業への支援(67 頁、事例紹介参照)
- AfDB やイスラム開発銀行との協調融資によるモロッコの高速度道路建設事業への支援

< 事例紹介 >

太陽熱・ガス統合発電事業への地球環境ファシリティ(注)との協調支援 (エジプト)

円借款で支援するエジプトのコライマツ太陽熱・ガス統合発電事業は、首都カイロの南方約 100km に位置するコライマツ地区に太陽熱・ガス統合発電所(出力 150MW)を新設するものです。同国では、近年、電力需要が平均約 7%/年と高い伸び率を示している一方で、現状ピーク時の電力需要と発電設備容量がほぼ拮抗しており、需給が逼迫した状況にあります。この急激な需要増に対応しつつ環境保全を進めるために、エジプト政府は 2011 年までにエジプト国内の総発電設備容量のうち約 3%に当たる 880MW を新・再生可能エネルギーで賄うという方針を策定しています。本事業はその一環として、世界的にも新しいタイプの発電所である太陽熱・ガス統合発電所を新たに建設し、電力供給量を増加させるとともに、化石燃料使用抑制による大気汚染の緩和及び温室効果ガスの排出削減に寄与するものです。本事業は、本行と GEF が協調支援を行う国際協調枠組みの下での案件であり、途上国にとってコスト負担の大きい環境問題への取り組みにあたって、途上国における環境プロジェクトの経験・ノウハウを有し無償資金を供与する GEF との協調は、より効果的な支援に繋がります。

(注)地球環境ファシリティ(Global Environment Facility:GEF): 途上国の地球環境保全への取り組みを支援するため、1991 年、世界銀行、UNEP、UNDP の協力により発足。途上国や経済移行国において、地球環境問題の解決に貢献するプロジェクトの新規所要コストに対し多国間資金を無償で提供する国際的な資金メカニズム。

平和構築支援を目的とした復興支援へのアジア開発銀行、ドイツ復興金融公庫との協調融資 (スリランカ)

スリランカでは、政府とタミル人反政府組織「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」との間で、約 20 年に及ぶ内戦が続いていましたが、2002 年 2 月に無期限停戦に合意したことを受け、2003 年 6 月、「スリランカ復興開発に関する東京会議」が開催され、日本政府は 3 年間で最大 10 億ドルの資金援助を表明する等、平和構築、復興開発に向けた取り組みが行われています。

2005 年 6 月に本行が融資承諾したワウニア・キリノッチ送電線修復事業は、アジア開発銀行(ADB)、ドイツ復興金融公庫(KfW)との協調により、内戦で破壊されたスリランカ北部の送電網・変電所の再建を支援するものです。本事業では、スリランカ北部に位置するワウニア - キリノッチ間約 75km の送電線(132kV)の改修、キリノッチにおける変電所(31.5MVA、132/33kV)の再建を行い、同国北部における安定的な電力供給を実現し、北部地域の復興に寄与することを目的としています。

また、上記の指標の対象としていませんが、以下のとおり、国際機関・海外公的機関との連携・関係強化を推進しました。

- 東アフリカのケニア、ウガンダおよびタンザニアの各国政府に対して、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で提言書(通称 Blue Book)を作成し、政策提言を行いました。提言書でまとめられた行動計画が遂行されることにより、日本企業等の直接投資の促進が期待されます。
- アンデス開発公社(CAF)との間で、中南米地域におけるクリーン開発メカニズム(CDM)(注)の活用推進に関する業務協力協定を締結しました。中南米地域での豊富な CDM 関連情報が入手可能となり、日本企業による円滑な排出権獲得に対する支援を通じて、日本の温室効果ガス削減義務達成に貢献することが期待されます。

(注)クリーン開発メカニズム(CDM): 先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度です。

- アジア輸銀フォーラムへの参加を通じて、引き続きアジア地域の公的機関との連携を強化しました。

- トルコ向け車両納入プロジェクトに対する支援を円滑に進めるための覚書を韓国輸出入銀行との間で締結しました。両国コンソーシアムへの金融面での支援の新たな取り組みは、日韓協調の新しいビジネスモデルとして発展してゆくことが期待されます。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 国際機関や海外公的機関等との業務協力協定の締結や各種協議の実施を通じて、各機関および本行がそれぞれ有する幅広い地域や分野における知見や教訓等を共有し、開発途上国向け事業や日本企業の事業活動に対する効率的かつ効果的な支援が一層具体化されるよう、引き続き積極的な取り組みが求められます。

事業課題 4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14年度) | 2003 (15年度) | 2004 (16年度) | 2005 (17年度) | | 2006 (18年度) |
|--|---------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|----------------|
| | | | | | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進 | (指標1) 環境保全・改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合 | 12% | 12% | 19% | 17% | 17% | 19% |
| 出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ | | | | | | | |
| 評価結果 | | | | | | | |

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)については2005年度までは案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進

- ・ 開発途上国の経済社会が持続的で健全に成長するためには、環境保全・改善の積極的な取り組みとともに、各事業における環境面への適切な配慮が不可欠です。(指標1)については、計画を達成し、具体的には以下のような取り組みがありました。
 - インドの廃棄物管理事業では、同国で初めての取り組みとなる、管理型処分場と呼ばれる環境に配慮した埋立処分場を含む広域廃棄物処理システムの構築を支援しました。本事業は同国の廃棄物管理のモデル事業として位置付けられています。
 - インドの植林事業に対する支援では、事業の持続可能性に十分配慮した地域住民主体の「住民参加型森林管理」方式を導入しました(32頁、事例紹介参照)。
 - エジプトの太陽熱・ガス統合発電事業に対する支援では、太陽熱発電をガスコンバインドサイクル発電に取り込む世界的にも新しいタイプの統合発電所が建設されます。このような再生可能エネルギーの利用や温室効果ガス排出抑制が可能となる新技術の導入により、環境対策が一層推進されることが期待されます(29頁、事例紹介参照)。
 - ベトナム、インド、モロッコ、コスタリカ等、多数の国で、住民の衛生環境の改善に寄与する下水道整備事業を支援しました。
 - モンゴルの中小企業育成・環境保全を目的として、ツーステップ・ローンによる支援を行いました。同事業では、深刻化する首都ウランバートル市の大気汚染改善に資する豆炭の製造等、中小企業が実施する環境改善のための設備投資の支援も行い、環境汚染物質排出の抑制を図ります。

- チュニジアの地方農村地域における、再生可能エネルギーを利用した太陽光地方電化・給水事業を支援しました。
- クリーンエネルギーである天然ガスへの燃料転換が図られる事業への支援としては、赤道ギニアでの液化天然ガス(LNG)の製造・販売事業、タイでの天然ガス焼き複合火力発電事業等に対する融資を行いました。

< 事例紹介 > オリッサ州森林セクター開発事業への支援 (インド)

本行が融資承諾した本事業は、インド東部オリッサ州の全 51 の営林区・野生生物林区のうち、14 の林区において、荒廃林の再生及び地域住民の生活水準の向上を通じて地域の環境改善及び貧困削減を推進するために、約 20 万ヘクタール(東京都とほぼ同じ面積に相当)の植林を地域住民の参加を得て行うと共に、地域住民の生計改善に向けた取り組み等を行うものです。

本事業では、「住民参加型森林管理」方式を採用して、植林及び森林管理を行うと共に、森林再生の芽を摘む可能性のある森林周辺の住民の代替収入源の確保と生活向上に向けた自助努力の促進のために、マイクロファイナンス、貯水池等の小規模インフラ整備といった生計改善のための取り組みを行います。「住民参加型森林管理」の実施においては、森林に近接する村落住民で構成される森林管理組合を設立し、地域事情に詳しい現地の NGO の協力を得ながら、植林内容を含むマイクロプランと呼ばれる計画を住民主体で作成し、さらに植林技術等にかかる研修を行い、より効果的な森林管理を目指します。また、本事業では、野生動物、特にインド象の人里への出現による住民との軋轢を軽減するために、移動回廊の整備、水のみ場の設置等を行います。

また本行は、知的協力の一環として、事業の準備段階で同州においてセミナーを行い、1983 年の日本海中部地震津波の被災経験のある秋田県及び自然災害の影響調査の分野で豊富な実績・経験を有する秋田大学と連携し、日本の経験と知見を、インド側の関係機関に紹介しました。

出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ

- ・ 本行は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、環境ガイドライン)に基づいて、プロジェクト実施主体による環境社会配慮が適切になされていることを確認しています。環境ガイドラインは、地域住民の参加の促進と対話の重視、環境社会配慮確認、積極的な情報公開、を大きな特長としています。事業実施機関が環境ガイドラインを遵守するように、例えば、グアテマラの道路整備事業では、本行は補足調査を行い、環境社会配慮の徹底を事業実施者に促しました(事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 和平地域道路整備事業における社会配慮 (グアテマラ)

2006 年 2 月に融資承諾したグアテマラの「和平地域道路整備事業」においては、当初、事業実施機関により作成された路線案では 331 世帯の住民移転が見込まれていました。これに対して、本行は補足調査を実施し、既存道路の活用、既存家屋を回避した路線についての検討を行いました。また、現道の拡幅により大規模な住民移転が余儀なくされる交差点についてバイパス案を提案し、住民移転が発生しない路線案が策定されることになりました。この他、道路が小中学校に面している地域では、幅員が十分に取れない区間を 450 名近くの児童が歩行する危険性を考え、歩道設置を提案するなど、きめ細かな配慮を促し、グアテマラ側から理解と賛同を得て、事業が実施されます。

- ・また、環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけとして、以下のような取り組みを行いました。
 - 中国向け環境円借款に関する事後評価の結果について、事業実施による環境改善効果や環境政策・制度改善に果たした役割を分析し、環境案件の意義について理解を深めるとともに、中国側の新規事業形成へ資するようフィードバック・セミナーを行いました。
 - 油ガス田開発事業のサハリン 事業に関して、日本に越境する可能性のある環境関連の事項があることから環境専門家等から幅広く意見を求めるため環境関連フォーラムを開催しました(2005 年度は国内で3回、135名の参加)。事業概況や環境に及ぼす影響についての説明や討議を経て、さまざまなステークホルダーの理解増進に努めました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・出融資保証承諾案件以外にも、環境保全・改善プロジェクトの推進および環境配慮の徹底を図るために、以下の取り組みを行いました。
 - タイでは 2004 年度の地域環境活動に関するワークショップを発展させ、タイの地域環境活動のネットワーク推進を働きかけました(事例紹介参照)。

<事例紹介> 環境教育の取り組み (タイ)

2004 年のワークショップを契機に、2005 年に「タイ地域環境活動調査」を委託実施しました。同調査は、地域環境活動についての情報整理、活動リーダーの育成、活動団体のネットワーク支援、パイロット事業として「生ごみ等有機資源の堆肥化事業」に対する日本からの技術移転を目的に、タイの 2 地域における小学校等での日本の生ゴミ堆肥化技術の移転、タイの地域環境活動ネットワーク化のための、日本とタイの NGO をファシリテーターとする現地調査や日本研修等の実施、「タイ地域環境活動ネットワーク構築セミナー」(2006 年 1 月)を実施しました。タイ側からは 47 の地域環境活動団体、タイ環境研究所、タイ天然資源・環境省環境室推進局等が参加し、タイ環境研究所のウェブサイト内でネットワーク化のコンテンツが設定される等の成果に結びついています。

- 京都メカニズムの活用を企業にも促すために、欧州では 5 都市で中東欧での排出権ビジネスに関するセミナーを開催し、合計 180 社を超える日本企業から約 240 名の参加がありました。また、国内でも日本貿易振興機構(JETRO)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と共催したセミナーで、欧州排出権ビジネスモデルを題材に、市場における日本企業のビジネスチャンスを紹介しました。
- 国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注 1)のアジア太平洋タスクフォースでは、メンバー間の連携拡充や新たなメンバーの参加を促すためのアウトリーチグループ(2004 年度に本行提案により設置)の議長を務めながら、アジア太平洋地域の UNEP FI 活動拡充に向けて協力を進めています。

(注1) UNEP FI: 金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。開発途上国も含め約 160 の金融機関がメンバーとなっています。

- 温室効果ガス削減事業の実施促進に向けて、2005 年度に新たにブラジル、ペルー等の政府・政府機関、アンデス開発公社、中東欧環境センター(注 2)と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結し、開発途上国における環境保全・改善プロジェクトを促進するための枠組を広げました。
- (注2) 中東欧環境センター(REC): 中東欧諸国等からの出資及び人材派遣により設立・運営され、拠点であるハンガリーを初めとし、同地域内 15 カ国に支局を持ち、温暖化ガス削減プロジェクトの投資スキームを支援しています。

- 本行では環境問題に対する配慮の徹底への取り組みの一環として、環境ガイドラインに基づき、2003年10月、異議申立手続要綱等を施行し、環境ガイドライン担当審査役(2名)を設置しています。この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものです。本行が国際機関や各国の輸出信用公的機関との間で、異議申立手続の公正・適正な運用や実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めていること等を、「環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書2004」で公表しています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 環境保全・改善に資する事業への直接的な支援を推進すると同時に、事業効果を一層高めるための受益者等への環境教育の強化や、NGO や地域市民団体との連携強化によるきめ細かな環境配慮の強化を図ることが今後も重要です。

事業課題 5

中堅・中小企業の海外事業運営支援

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14年度) | 2003 (15年度) | 2004 (16年度) | 2005 (17年度) | | 2006 (18年度) |
|---------------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|----------------|
| | | | | | 計画 | 実績 | 計画 |
| 中堅・中小企業向け情報提供の充実 | (指標1) 投融資相談会・講演等を通じて情報提供を行った中堅・中小企業数 | | 新規 | | 1,641 | 1,780 | 1,410 |
| 地域金融機関の国際業務補完を通じた支援 | (指標2) 中堅・中小企業の海外事業に関して地銀等地域金融機関に情報提供を行った件数 | | 新規 | | 22 | 33 | 25 |
| 評価結果 | | | | | | | |

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

中堅・中小企業向け情報提供の充実

- 大企業と比べ情報・資金・人材等の面で制約が大きい中堅・中小企業の海外進出には、特に海外の投資環境情報等への円滑なアクセスが資金調達と並んで重要であるところ、海外事業に資する情報を本行が提供した我が国の中堅・中小企業数(指標1)は計1,780社となり、計画を上回りました。主な実績の内容は以下のとおりです。

- 地方自治体や商工会議所と連携して、本行職員が全国各地を回って「移動相談室」(投融資相談会)を計50回開催、また、中堅・中小企業支援室等への来行相談も随時受付けて、途上国の事業環境や貿易・海外投資手続、長期資金調達方法等に関する個別相談にきめ細かく対応しました(93社)。
- セミナー開催、外部講演会・セミナーへの講師派遣を計76回実施し、海外進出を行う中堅・中小企業に近年関心が高いと思われる内容について、本行から積極的に情報提供を行いました(1,654社)。

【セミナー開催、講師派遣の事例】

- ◇ 「東アジアにおけるビジネス環境」(北海道、60社)
- ◇ 「アジアの投資環境・ビジネス環境について」(栃木県、32社)
- ◇ 「ベトナムの投資事情～最新投資事情、生産基地・消費市場としての魅力～」(神奈川県、65社)
- ◇ 「ASEAN・中国向け/事業展開のポイント・海外売掛債権のリスクヘッジ」(大阪府、37社)
- ◇ 「日本企業の海外展開の動向と課題」(福岡県、43社)

- 上記の移動相談室やセミナー等を通じた情報提供以外にも、各国投資環境にかかる多様な情報ニーズに対応するため、投資環境資料のアップデートや新規刊行を行い、希望企業に配付し好評を得ました。また、「支援室ニュース」(隔月)等のメールマガジンを通じ海外投資関連情報の定期配信を行う等、企業ニーズを踏まえた付加価値の高い情報提供に努めました。

【投資環境資料の事例】

- ◇ 「中国投資環境シリーズ」2冊(改訂)
- ◇ 「東アジアの主な工業団地」(新規)
- ◇ 「タイの投資環境」(新規)
- ◇ 「中国における企業向け金融の実態と展望」(新規)

地域金融機関の国際業務補完を通じた支援

- ・ (指標2)の実績は、計画を上回りました。以下の具体例のように、各種研修への講師派遣や中堅・中小企業の海外投資に関する意見交換を通じ、各機関のニーズに合わせて、本行の海外ネットワークに基づく投資環境や政治経済情勢等に関する情報や知見を提供し、地域金融機関の国際業務補完に努めました。なお、こうした取り組みの結果、本行機能の活用ニーズが高まり、海外投資環境の情報提供等にかかる業務協力協定の締結に至った地域金融機関もあります。
 - 全国地方銀行協会での中国・ベトナム・タイの経済や投資環境に関する研修
 - 中国・ベトナム・インド向け投資をテーマとした地方銀行主催の取引先向けセミナーへの講師派遣
 - 地方銀行主催のベトナム産業視察ミッションに参加する中堅・中小企業への事前研修
 - 地方銀行への各国投資環境の情報提供と、県内企業の海外進出・国際化支援に関する意見交換
- ・ また、地域金融機関の取引先中堅・中小企業が行う、中国での木材加工製品の製造・販売事業、自動車用プレス部品製造・販売事業に対し、本行は当該金融機関との協調融資も行いました。本行には、海外事業に対応するための長期融資による期間リスク補完、投資先国のカントリーリスクのリスク補完や政策変更等に関する情報提供等が主に期待されています。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 海外投資環境等に関する情報提供以外にも、我が国中堅・中小企業の海外事業に対する融資を通じた支援も行いました。
 - インドネシアでの精密金属プレス加工部品等の製造・販売事業や、タイでのプラスチック部品の製造・販売事業など、個別の融資承諾は33件と例年並の水準でした(2004年度32件、2003年度31件)。なお、こうした支援を提供した中堅・中小企業からは、「公的機関として相手国政府との関係があるJBICとの取引があることは信用面で心強いし、これからも期待する」、「中国では元切り上げなどの動きもあり、今後はJBICに現地の情報提供や新たな海外展開でも支援してほしい」といった声が寄せられました。
 - ASEAN諸国の中でも製造業の集積が進むタイでは、日本の金融機関の支店を通じたタイ・パーツ建ツーステップ・ローン供与により、現地日系中堅・中小企業にとって、為替リスクのない現地通貨建中長期資金調達を可能としました。また、民間金融機関との協調のもと、インド、メキシコ向けにも日本の中堅・中小企業が現地事業に利用可能なツーステップ・ローンを供与しました。
 - ロシア等向け輸出クレジットラインの拡充や、相手国側輸入者への説明会実施により、建設機械、工作機械等を輸出する我が国の中堅・中小企業の輸出機会創出・拡大にも取り組みました。
- ・ 本行の取引先中堅・中小企業に対する効果的な情報提供に加え、海外進出企業同士の交流や事業の情

報交換などを図る企業間ネットワークづくりの一助とすべく、「中堅・中小企業懇談会」を計 2 回開催しました(2005 年 9 月に東京本店、2006 年 3 月に大阪支店にて開催)。また、大阪で「フィリピン懇談会」を開催し、外国投資受入に関するフィリピン政府側責任者と、同国へ進出している(あるいは進出予定の)我が国中堅・中小企業を含む日本企業との間での意見交換を実現し、日本企業と現地政府機関とのネットワーク構築の場を提供しました。なお、本懇談会の参加企業からは、「民間企業にとって、相手国の政府機関の方々と投資環境改善に関して直接意見交換を行う機会は少ないので、非常によい機会であった。JBIC のネットワークを通じて、今後も引き続きこのような会を開催して欲しい」との反響がありました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 今後とも中堅・中小企業向けに海外の事業環境情報を発信するとともに、個別事業を行う上での障害除去やソリューション提供等に努めることが求められています。その際には、中堅・中小企業を継続的に支援してきている我が国の民間金融機関に対する相互補完的な観点から、本行のリスクテイク能力や海外ネットワーク、情報力等が上手く活用されるように努める必要があります。